

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 浄化槽排水の地下浸透槽を清掃した時に出る汚泥



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。
少しやり取りをしたのでそのまま記載します。

(質問 1)

浄化槽で処理した排水を放流先がないので地下浸透している場合があります。長く利用していると浸透しなくなり、この浸透槽を数年に一度清掃します。このときに発生する汚水（これ以降汚泥）はどのように処理したら良いですか。

(回答 1)

この汚泥は、発生状況から、一般廃棄物に該当すると思われます。市町に事情を説明し、浄化槽汚泥と一緒に処理してもらおうと良いと思います。

(質問 2)

市町に相談していますが、土砂が混じっているので処理できないと言われてしまいました。

(回答 2)

確かに、土砂が含まれているのであれば、し尿処理施設では土砂の混入は想定していませんので機械の損傷も懸念され、断るのも仕方ないと思います。産業廃棄物の処理施設の中には一般廃棄物の処理施設の許可も取得している焼却施設が何社かあり、土砂の混入状況にもよりますが、この施設で処理することが可能だと思います。しかし、この場合は市町村間の届出が必要になり、排出する市町から、受け入れる市町に対し届出（実際は許可）が必要になります。

(質問 3)

特に一般家庭の場合はこの汚泥に有害なものはなく匂いもそれほどではないので、清掃した浸透槽の周りに散布しても良いか。

(回答 3)

当協会は良し悪しを判断する立場ではありませんが、単に周りに散布することは、不法投棄とみなされると思います。廃棄物処理法第 16 条に、何人もみだりに廃棄物を捨ててはならないと定められており、たとえ所有地であっても、廃棄物をみだりに捨ててはならないことになっています。

(質問 4)

浸透槽を清掃したときに出る汚泥には肥料の成分（特に窒素、リン）もあり、肥料として利用するという事にはならないか。

(回答 4)

肥料として利用するという事には、きちんと汚泥をたい肥化し、肥料を製造して利用しないと認められないと思います。汚泥をそのままの状態では肥料として利用することは認められないと思います。不法投棄に該当するか否かについては、過去の事例をもとに話しましたが、所管の行政庁に相談すると良いと思います。今回の場合は一般廃棄物に係る案件ですので浄化槽設置の市町に相談してください。

－ 組織強化の推進について －

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところでありますが、11月30日現在、正会員193社・賛助会員23社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016